

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定に関するQ&A

Q1 なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのでしょうか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのでしょうか。

A 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたものです。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

Q2 学生であることは要件になりますか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

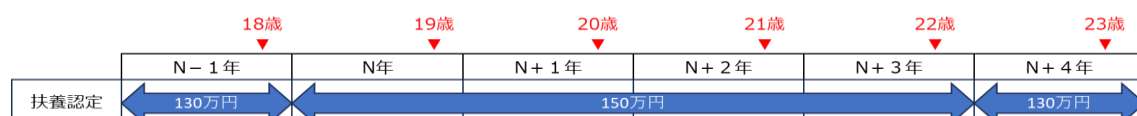
Q3 年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)についてはいつの時点で判定しますか。

A 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年(暦年)における年間収入要件は 150 万円未満となります。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法(明治 29 年法律第 89 号)の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に御留意ください。

(参考)

- ・ N-1 年(18 歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は 130 万円未満。
- ・ N 年～N+3 年の間(19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は 150 万円未満。
- ・ N+4 年(23 歳の誕生日を迎える年)以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。



Q4 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することになりますか。

A 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなります。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。

Q5 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年(暦年)の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うことになりますか。

A お見込みのとおりです。

Q6 令和7年 10 月1日以降の届出で、令和7年 10 月1日より前に遡って認定する場合の 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は 130 万円未満ということになりますか。

A お見込みのとおりです。

Q7 今般の取扱いを受けて 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の年間収入が 150 万円を一時的に超えた場合でも、令和5年10月31日付け静共保第324号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(通知)」等に基づく事業主証明により認定継続ができるということになりますか。

A お見込みのとおりです。